

学校における働き方改革プランの目標と令和2年度の主要施策

【働き方改革の目標】 教員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにする

教員の業務改善と学校業務の適正化

基本方針①

教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、学校の業務を見直します。

- ◎ パソコン1人1台化及び第2次CABINETシステムを活用した業務改善による業務の効率化
- ◎ 外部意見等を参考にし、教員が担う業務の明確化・適正化
 - ・各種事業をスクラップ&ビルドの視点で見直し、教育委員会の各種事業の精選
 - ・学校行事の準備・運営方法見直す
- ◎ 閉庁日及び閉庁時間の導入
- ◎ 水泳指導の民間スイミングスクールへの委託事業拡大
- 外国語教育学習支援の実施
- 特別支援教育の体制の充実



すすめよう30・10運動！

今回の取組で、1人1日**30分**早く帰ることができれば、1か月で約**10時間**在校時間を削減することができます。

自校の改革への取組

◎ ◎ ◎ ◎

・3本の柱にある重点目標を自校の実態に合わせて取組として書いてください。

・◎は重点的な取組です

自校の平均在校等時間

令和元年度 自校平均は	上限の45時間 まであと
<input type="text"/>	<input type="text"/>
時間	時間！

11011年度までの目標

- ① 1人当たりの勤務時間を除く在校等時間の月平均を2019(令和元)年度の平均49時間から**10時間以上削減する**
- ② 勤務時間を除く在校等時間が月平均45時間を超える人数の割合を2019(令和元)年度の54%から**3割削減する⇒将来的には0へ**

【千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正】

○在校等時間の上限の範囲 1か月45時間、1年間360時間

○特別の事情がある場合の在校等時間の上限の範囲 1か月100時間未満、1年間720時間

教員の意識改革と健康保持の実現

基本方針③

教員の意識改革を図り、長時間労働を是正するとともに、教員の健康保持を実現します。

- ◎ 出退勤管理システムを活用し、管理職による指導・助言等を通じた教員の長時間労働是正
- ◎ 意識改革のため、プラン概要やリーフレットで啓発
 - ・教育だより・教育委員会HPを活用し、保護者・地域へ広報
- 勤務時間の削減目標設定を、目標申告制度等に取り入
- 教員のメンタルヘルス対策を促進
- 年次休暇や男性教員の育児休業取得を促進



みんなでがんばろう！

「チーム学校」の体制強化と人員配置の工夫

基本方針②

職員や支援スタッフ、地域ボランティア等の活用により、教員の業務を支援します。

- ◎ 専門スタッフ等の配置の充実
 - ・部活動指導員制度を導入、校長が顧問に任命し、単独指導を可能に
 - ・小学校専科非常勤講師の拡充
 - ・スクール・サポート・スタッフ配置校をさらに拡大
 - ・専門スタッフ等の配置を総合的に最適化
- 非常勤講師配置の拡充
- 学校間連携事業により、学校事務職員が学校運営に関する支援を行い、教員の事務的業務を軽減
- 中学校免許外教科指導解消
- 複数免許所持者の増員および複数校兼務を発令
- ◎ 学校支援地域本部推進事業との連携強化
 - ・地域人材を活用した教員の業務支援
 - ・子どもたちの見守り等について、地域ボランティアを活用
 - ・地域担当職員の位置づけ